

## 目次

D II 8-CR-★1-告訴状20201027.....	2
D II 8-CR-★3-4号証.....	7
D II 8-CR-★2-証拠20201027.....	8

# 告訴状D II 8

令和2年10月27日

前橋地方検察庁 御中

## 告訴人

住所 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話(携帯) 090-3087-1577

## 被告訴人

前橋地方検察官検事の寺田泰成に対し、  
犯人隠避罪(刑法103条)と公務員職権濫用罪(刑法193条)と脅迫罪(刑法222条)

## 告訴の趣旨

被告訴人らの以下の所為は、掲げた各罪に該当すると考えるので、厳罰に処することを求め告訴いたします。

## 告訴事実 合理的根拠の無い不起訴処分

寺田泰成は、包囲網として事前共謀して、私への脅迫の意図を持って、前橋地方検察官検事としての職務を装って、起訴の職権を故意に行使しないことにより濫用して、以下の不當な不起訴処分を行い、私の告訴を妨害し、当該被告訴人らを隠避しました。

私が令和2年6月29日に、前橋地方検察庁(群馬県前橋市大手町3-2-1)一階の被害者支援相談室において、共同捜査担当の久保氏と川西氏に提出し受理された告訴状D IIに対し、令和2年7月31日付の処分通知書(1から3号証)を、令和2年8月1日着で私宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)に郵送することにより、不起訴処分としました。

なお、群馬県知事の大澤正明と同訴訟代理人弁護士の長谷川亮輔の扱いは不明です。

また、この不起訴処分の理由について、令和2年8月3日13:56に、私が電話で説明を求めたのに、寺田泰成は、①村八分の状況の認否は、詳細はお答えできない、②石井恵子が正当な理由が無く侵入したと断定するに足りる証拠が無い、③牧島秀夫が権利の行使を妨害したという評価にはならない、④犯人隠避や脅迫も同様、⑤これ以上は答えられない、旨を答えました(4号証)。

しかしながらこの不起訴処分は、以下の通り、私が訴えた当たり前の蓋然性の数々を否定する合理的根拠が無く、甚だしく経験則違反です。

例えば、告訴状C(郵便配達員の居眠り中の住居侵入、令和2年1月14日及び同月22日提出受理、令和2年3月30日不起訴処分、上村正検察官)や、告訴状C IV(ヤマト運輸の入澤雄一の留守宅侵入、沼田警察署から告訴、令和2年10月13日不起訴処分、上村正検察官)など、同類との相互関連性を総合すれば、無意識化の住居侵入という同様の行為を皆で反復して見せることによる、包囲網としての私への組織力誇示に相違無いことを無視しています。

今井豊(石井恵子と群馬県警・寺田泰成)

また特に、群馬県警の強引な隠蔽こそが、最大の事件性であることを無視しています。加えて、恣意性一覧表に記載の各事件間の相互関連性を総合すれば、包囲網の実在に疑いは無く、皆が確信犯として事前共謀して、当り前のこと認めないことによって、私限りで社会的妥当性を歪めて犯罪を正当化せんとする、公序良俗の偽装の陰謀が進行中であり、いずれも包囲網としての組織力の誇示に相違無いことを無視しております。

纏めると、この不起訴処分は、後述の通り、訴えた当り前の蓋然性を、合理的根拠無く、認めておらず、甚だしい経験則違反であり、およそ刑事的視点を欠いており、捜査機関が犯罪被害の訴えを無視することに正当性の余地は無く、著しい社会不正義であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法 82 条)および信用失墜行為(国家公務員法 99 条)であり、差別的取扱であり、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、著しく信義則(民法 1 条)違反であり、公序良俗違反(民法 90 条)であり、不法行為(民法 709 条)であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反です。

### 脅迫であること

包囲網としての事前共謀による、一連の無言の威力脅迫であり、その根拠は、

第一に、当り前のこと認めないと公序良俗の偽装の狙いと言えること

包囲網の圧倒的な組織力で、当り前のこと(法令、蓋然性、経験則、論理則など)を認めないことによって、公序良俗を歪めんとする陰謀 (Conspiracy) としか説明が付きません。

第二に、それが同時に、組織力の誇示、ひいては無言の脅迫の害意と言えること

公序良俗の偽装は、圧倒的な組織力によってしか実現できません。

また、公序良俗の偽装の状況(国家的隠蔽による無政府状態)が齎す脅迫効果は絶大です。

したがって必然的に、「お前など認めない」との、包囲網としての私の人格的生存(生命、自由、名誉)への害意になります。

### 犯人隠避であること

同時に必然的に、告訴状D II に記載の、住居侵入罪と脅迫罪の石井恵子、其々、犯人隠避罪と公務員職権濫用罪と脅迫罪の、牧島秀夫と被疑者不詳V、の隠避です。

### 職権濫用であること

前橋地方検察庁検察官検事として、上記の脅迫罪や犯人隠避罪を行う為に、職務を装って、起訴の職権を故意に行使しないことにより濫用して、不当な不起訴処分を行い、私の告訴を妨害し、当該被告訴人らを隠避したことは、正当業務行為どころではなく、生命に対する権利(憲法 13 条)を侵害し、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条ないし 31 条)の行使を妨害し、また、私に義務の無い本告訴状を作らせました。

### 当り前の訴え(蓋然性)とは

#### A 石井恵子の三度の留守宅侵入(D II 4, 5, 11, 13 号証)

石井恵子は、①2017年4月29日15時頃、②2017年8月15日17時頃、③2018年1月10日12:30~18:00、の三度に亘り、其々、包囲網として事前共謀して、常時監視によって、私の留守を狙って、菩提寺の世話人を装って、私への無言の脅迫の意図を持って、私の留守

宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)を訪れ、玄関扉を開けて土間に侵入し、①と②においては菩提寺からの配り物を居間の縁端に置き去り、③においては土間に在った私のサンダルの片方を居間に放り上げるとともに、軒下の郵便ポスト内に菩提寺の配り物を置き去り、其々、自らの犯行を誇示して、「このように、我々は何時でもお前の不意を突けるのだぞ」との私的人格的生存(生命ないし自由ないし名譽)への無言の威力脅迫の害意を表示し、もって、包囲網の組織力を誇示して、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪いました。

なお、三度目については、郵便ポスト内に他の物は無く、他の来訪者も見当たりません。

## 留守宅内侵入の正当性が無いこと

石井恵子の主な不当性は、1 違法性が誰でも自明な行為を、2 私への超敵対的発言を重ねておきながら、その後、3 必要も無く、4 サイトウ郵便配達員を模倣して、5 「立入禁止」の表示を無視して、以下の三度の留守宅侵入を重ねたことです。

其々の蓋然性の直感的数字は以下の通りであり、其々が当り前に、犯行を確信すべき超高度な、極めて有力な状況証拠です。

このような状況においては、菩提寺の世話人などという口実が成り立つ余地は有りません。総合すれば、典型的な公序良俗違反なのであり、逆に正当性の立証が必要です。

### 1 ★★★当り前に、自律権の侵害(公序良俗違反)であること (100%)

①行為として明らかな自律権(憲法 13 条)の侵害であること、それが部分社会の法理によつては正当化し得ない性質のものであること、②その後、物が紛失したりすれば、自らの体面にも係わってくること、などは誰でも自明ですから、無条件に必ず害意を認定されてしまう、当り前の、確定的不法行為ですから、一般人として選択し得ない行動と言え、それを敢えて実行した点こそが、まさに巨大な恣意性(故意の害意)です。

これは世界共通のはずですから、D II 11 号証の同意書は、村人達の共謀の証拠です。

また、石井恵子は教員ですから、「立入禁止」の表示を無視してまで留守宅内に立入って物を置くという人権感覚自体が、稀有な時代錯誤であり極めて不審です。

### 2 ★★★ 好意関係など存在しなかったこと (99%) (D II 1~3 号証)

告訴状 D I の告訴事実 2 の村の総会②での石井恵子らの以下の妨害発言は、村八分の脅威による脅迫罪や侮辱罪であり、これによって当り前に、超敵対的関係を自ら創り出しました。

2 号 P1 上 「(石井恵子) 民主主義だったら、総会の議題より後回しにすべき」 A

2 号 P1 中 「(石井恵子) 議題をやりましょう。議題を進めましょう。」 (説明) 私が発言中

3 号 P4 上 「(石井恵子) (郵便局の件は) ここで言う事じゃないと思いますよ」 B

(説明) A と B の発言を総合すれば、「お前を認めない」との意味にしかなりません。

3 号 P4 上 「(石井恵子) 違います、違うと思います。」 (説明) 無根

3 号 P4 中 「(石井恵子) おかしくないですよ。」 (説明) 無根

3 号 P4 中 「(石井恵子) 他の人達は身の危険を感じてません」 (説明) 論理則違反

3 号 P4 下 「(石井恵子) 「総会を終わりにしましょう。」 (説明) 私が発言中

### 3 ★必要が無いこと(90%)

屋外のポストで用が足りるので、前任の私は一度も留守宅に立入っておりません。

### 4 ★★前後の事件との相互関連性(模倣性)(99%)

石井恵子が 20170416 の地区集会で私の事例紹介を妨害した当該犯行と同類です。

また、告訴状Cのサイトウ郵便配達員の居眠り中の屋内侵入や、告訴状CIVのヤマト運輸配達員の入澤雄一の留守宅内侵入、との「無意識・無防備を突いた行為」という共通性こそが、「このように、我々は何時でもお前の不意を突けるのだぞ」との、常時監視を仄めかすことによる包囲網の組織力の誇示であり、害意の対象を絞らせないことで、疑心暗鬼に陥れ、恐怖を煽っております。

留守宅侵入の脅威とは例えば、飲食物に毒を入れられるかもしれないし(生命)、他事件の証拠を隠滅されるかもしれないし(財産)、そんな状況ではうかうか出歩けません(自由)。

### 5 ★★「立入禁止」と入口に大きく表示していたこと(98%)

一回目の直後から、両玄関扉の、目の高さに、マジックで大きく書いてありました。

6★ 「他人に家に入りたくない」旨を告知済だったこと(90%) (D II 4号証)

世話人の前任は私であり、同年2月の引継ぎ時点で、私は二年分の費用を一括前払いしており、前例の無い稀有な取扱なので、その理由にも触れざるを得ませんでした。

7 三回とも物を置き去りにして、自分の犯行を誇示していること(50%)

祈祷符等を置き去りにした点は、脅迫特有の、自らの犯行のアピールです。

8 一回目二回目とも風雨が弱かったこと(70%) (三回目は雨無し)

よほど風が強くない限り、軒下(屋外)の郵便ポストでも、濡れる心配は有りません。

9 二回目の配り物は領収書だけであること(70%)

10 二回目は、雨天の留守中を狙って半月以上も待っていたと思われること(70%)

護持会は7月中の行事なのに、配布は8月15日でした。

### B ★★★加えて、群馬県警沼田警察署の隠蔽こそ、決定的な状況証拠です(100%)

訴えた超敵対関係を無視した、「非常識は犯罪ではない」との執拗な詭弁が、合理的根拠になる筈も無く、既述の蓋然性の数々を無視した根拠が一切有りません。

警察が、犯罪被害の訴えを、合理的根拠無く無視することは、当り前の法令違反です。

警察法2条(個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防)や、犯罪捜査規範4条(合理捜査、根拠に基かない憶測を排除など)、警察法1条(個人の権利と自由を保護)など。

このように、明らかに正当業務行為どころではなく、強引な隠蔽なので、法令違反による典型的な隠蔽(告訴妨害)であり、人権侵害であり、石井恵子の隠避です。

寺田泰成は、法令違反であることや正当業務行為ではないことを認めないことにより、反射的利害と解釈して違法性を阻却したものと思われます。

### 当り前の訴えを無視した不当性(反社会性と人権侵犯性)

今井豊(石井恵子と群馬県警・寺田泰成)

- 1 合理的根拠が無いこと(理由不備)** 甚だしい経験則違反  
当り前のこととは、①法令、②経験則又は論理則、③蓋然性、など、場合により様々です。  
不可欠の要素を無視した点は、経験則違反かつ論理則違反と考えます。  
可能性無との判断だとすれば経験則違反ですが、それは不可能なので論理則違反です。
- 2 手続(告訴)妨害であること** 適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)の侵害  
第一に、反社会性であり、著しく不合理な判断なので、公序良俗違反(民法90条)です。  
第二に、人権侵犯性であり、私の被害者性を無視しているので、著しく信義則(民法第1条2)違反であり、予見可能性に基く結果回避義務違反(職責違反)であり、「お前など認めない」(非人間扱い)との、人格的生存(生命、自由、名譽)への無言の害意です。

### **寺田泰成**に対し、**脅迫罪**(刑法 222 条)

告訴事実により、寺田泰成は、包囲網として事前共謀して、私への脅迫の意図を持って、前橋地方検察官検察官としての職務を装って、起訴の職権を故意に行使せずに濫用して、不当な不起訴処分を行い、私の告訴を妨害し、当該被告訴人らを隠避し、「お前など認めない」との私の人格的生存(生命、自由、名譽)への害意を示し、私への無言の威力脅迫を行なったとみなせ、もって、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪ったので、脅迫罪です。

### **寺田泰成**に対し、**犯人隠避罪**(刑法 103 条)

告訴事実により、寺田泰成は、包囲網として事前共謀して、不当な不起訴処分を行い、私の告訴を妨害し、当該被告訴人らを隠避しましたが、同人らの罪状が、いずれも罰金以上の刑に当ることは明らかですから、同人らへの刑罰を免れさせる為に、前橋地方検察官検察官としての職務を装って、起訴の職権を故意に行使しないことにより濫用して、私の告訴を妨害し、国の刑事司法作用を阻害したので、犯人隠避罪です。

### **寺田泰成**に対し、**公務員職権濫用罪**(刑法 193 条)

告訴事実により、寺田泰成は、包囲網として事前共謀して、上記の脅迫罪や犯人隠避罪を行う為に、前橋地方検察官検察官としての職務を装って、起訴の職権を故意に行使しないことにより濫用して、不当な不起訴処分を行い、私の告訴を妨害し、適正な手続を受ける権利(憲法13条ないし31条)の行使を妨害し、また、私に義務の無い本告訴状を作らせ、当該被告訴人らを隠避したので、牽連犯としての公務員職権濫用罪です。

**挙証方法** 証拠説明書に記載の1から5の全号証

**附属書類** 証拠説明書と全書証

以上

20201027 今井豊

令和2年8月3日13:56、私宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から前橋地方検察庁(群馬県前橋市大手町3-2-1)の寺田泰成への通話録音の反訳書

(寺田) お電話代りました、検事の寺田です、

(私) あ、もしもし、先ほどはすいません、ちょっと誤操作で電話を切ってしまいました、

(寺田) はい、

(私) あの、要するにですね、

(寺田) はい、

(私) あの、もう、じん、ええ、村八分の状況が、あの、有るので、ええ、正当な住居侵入が成り立つ余地は無いという主張なんですけども？

(寺田) はい、

(私) そ、村八分の状況を否認されたということでしょうか？

(寺田) あの、詳細はお答えできないんですけど、あの、こちらのほうでご説明できるのは、先ほど申し上げた通り、住居侵入、うう、石井さんの件については、正当な理由が無く侵入したと断定するに足りる証拠がな、無いとゆうことですね、

(私) 証拠？ はい、それから牧島についてはその、決定的な状況を確認しようとしたことが過失だと思ってるんですけども？

(寺田) ええと、牧島さんのほうについては、ええと、告訴で主張されていることを前提にしたとしても、公務員の職権濫用でいうところの権利の行使を妨害したという評価にはならないというところですね、

(私) はあん、

(寺田) その過失とおっしゃるところがですね、例えばその、国家賠償法とか、ええと、ま、警察官は地方公務員なんで、その、そういった、ええと、損害賠償とかの違法が有るかどうかとゆう話はともかくとして、ええ、公務員職権濫用でゆうところの権利の行使を妨害したというものには当たらないという判断なんで、

(私) ふうん、

(寺田) で、こちらとしてはその、牧島さんの当時の対応が、何も問題が無いとか、そういうところ、問題が有るとか、何も問題が無いとか、そうゆう認定をしているわけではなくて、あくまでも、公務員職権濫用にいうところの権利の行使を妨害したということになるかどうかとゆう判断をして、それには当たらないとゆう判断をしていると、ゆうところです、

(私) それはそうすると、犯人隠避や脅迫も？

(寺田) ま、それも同様ですね、

(私) はあはあ？ わかりました、とゆうか、納得はできませんが、それ以上のことは教えていただけないとゆうことですね？

(寺田) はい、

(私) はい、わかりました、ありがとうございました。

(寺田) はい、すいません。

以上

告訴D II 8 証拠説明書 20201027

番号	標目	媒体等	立証趣旨
1号書証	令和2年7月31日付 の処分通知書 (石井恵子分)	コピー 寺田泰成 が作成	立証すべきは、被疑者が <u>石井恵子</u> で、処分区分が <u>不起訴</u> であることです。 令和2年6月29日付け告訴状D IIへの処分です。
2号書証	令和2年7月31日付 の処分通知書 (牧島秀夫分)	コピー 寺田泰成 が作成	立証すべきは、被疑者が <u>牧島秀夫</u> で、処分区分が <u>不起訴</u> であることです。 令和2年6月29日付け告訴状D IIへの処分です。
3号書証	令和2年7月31日付 の処分通知書 (不詳分)	コピー 寺田泰成 が作成	立証すべきは、被疑者が <u>不詳</u> で、処分区分が <u>不起訴</u> であることです。 令和2年6月29日付け告訴状D IIへの処分です。
4号書証	令和2年8月3日 13:56、寺田泰成と の通話録音の反訳 書	プリント原本 USBメモリー 20201027 私が作成	立証すべきは、 <u>不起訴処分の理由の詳細を答えなかったこと(合理的根拠を示さなかったこと)</u> です。  ① <u>村八分の状況への認否の詳細はお答えできない</u> 、② <u>石井恵子が正当な理由が無く侵入したと断定するに足りる証拠が無い</u> 、③ <u>牧島秀夫が権利の行使を妨害したという評価にはならない</u> 、④ <u>犯人隠避や脅迫も同様</u> 、⑤ <u>これ以上は答えられない</u> 、旨。  要するに、訴えた嫌疑を否定した合理的根拠を一切示しませんでした。 ④は罪状定義や保護法益が異なるのに同様とは?
5号書証	告訴状D II関連の 提出物一式	プリント原本 20200629 私が作成	立証すべきは、 <u>本告訴状と同様のことを、告訴状D IIでも訴えていたこと</u> です。  ①令和2年6月29日付け告訴状D II、②同証拠説明書、③被害届2018、④恣意性一覧表、です。